

こども基本法に基づく「こども計画」について

1. 国・県の動き

- ・令和5年4月1日に「こども基本法」が施行されたことに伴い、国は令和5年度中に「子ども大綱」を策定する予定。
- ・滋賀県は、国の大綱を勘案して、令和6年度中に滋賀県の「こども計画（県計画）」を策定する予定。

2. 市町村こども計画について

- ・市町村こども計画については、「こども大綱」及び「都道府県のこども計画」を勘案し市町村こども計画を定めるよう努めるとなっている。
- ・また、市町村こども計画については、
 - ①「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「市町村計画」、
 - ②「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」に加え、
 - ③市町村が作成するこども施策に関する計画…「子ども・子育て支援事業計画」が該当を一体のものとして作成できるとしている。

3. 近江八幡市での「こども計画」策定の考え方

- ・現行計画（第二期子ども・子育て支援事業計画ハチピープラン）には、上記の①②は内包されていない。→新たに策定する必要がある
- ・当市においては、次期（第三期）計画について、今年度にアンケート調査等の策定準備を行い、次年度に策定する予定としている。
- ・「こども計画」については、都道府県の計画を勘案する必要があるが、滋賀県のこども計画の策定は、令和6年度の見通し。
- ・そのため、次期（第三期）計画については、次々期（第四期）計画策定時での「こども計画」としての統合を視野に予定どおり策定を行う。

○「子ども・子育て支援事業計画」と「こども計画」の展開イメージ

